

| 前 金 | 部分払い |
|-------|--------|
| (有) 無 | 0 回 |

令和6年度下施排第2－1号

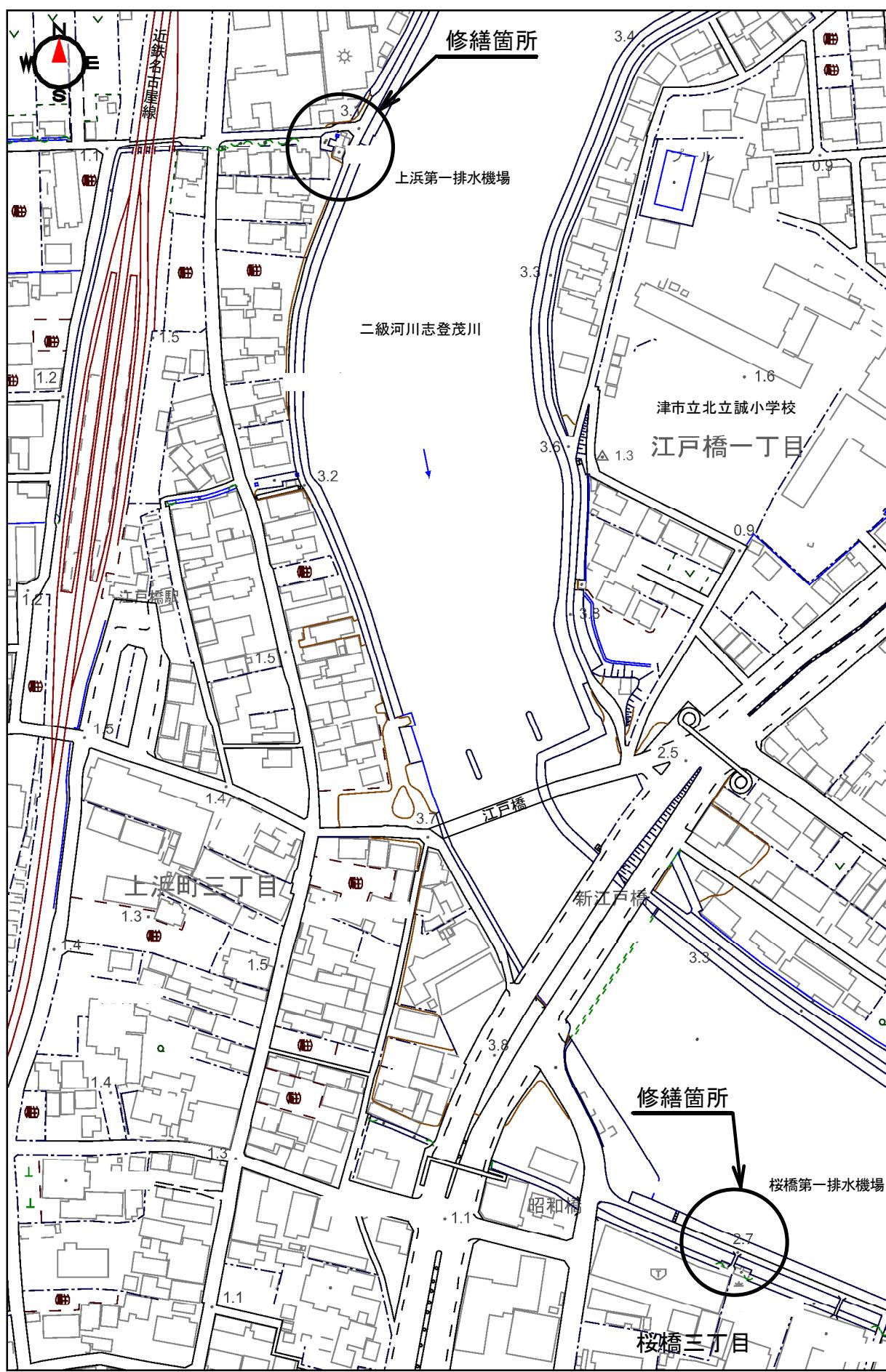
上浜第一排水機場及び桜橋第一排水機場
受変電設備(変圧器)修繕設計書

津市上下水道事業局
下水道施設課

| | | | | |
|-------------------------|-----------|------------------------------------|-------|--------|
| 令和 6 年度 下施排 第2-1号 | 修 繕 設 計 書 | | 局 長 | |
| 修 繕 名 | | 上浜第一排水機場及び桜橋第一排水機場 受変電設備(変圧器)修繕 | | 局 次 長 |
| 施 工 場 所 | | 津市 上浜町三丁目及び桜橋三丁目 地内 | | 課 長 |
| 設 計 金 額 | | ¥ (内消費税等相当額) | | 検 算 者 |
| 工 期 | | 令和7年3月14日限り | | 調整・担当幹 |
| 修 繕 の 大 要 | | | 担当主幹 | |
| 受変電設備修繕 一式 | | | 担当副主幹 | |
| 変圧器 2台 | | | 担当 当 | |
| 修 繕 の 大 要 | | | 設 計 者 | |

位 置 図

令和6年度下施排第2-1号
上浜第一排水機場及び桜橋第一排水機場
受電設備（変圧器）修繕



内訳表

| 費目 | 工種 | 種別 | 細別 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|------|-----|---------------|--------------------|----|----|-------|-------|------------|
| 本修繕費 | | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 機器費 | | | 1 | 式 | _____ | _____ | 明細表第1号のとおり |
| | | 直接修繕費 | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | | | 輸送費 | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | | | 労務費 | 1 | 式 | _____ | _____ | 明細表第2号のとおり |
| | | | 直接経費 | 1 | 式 | _____ | _____ | 明細表第3号のとおり |
| | | | 仮設費 | 1 | 式 | _____ | _____ | 明細表第4号のとおり |
| | | 計 (直接修繕費) | | | | | | |
| | | 間接修繕費 | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | | | 共通仮設費 | 1 | 式 | _____ | _____ | 明細表第5号のとおり |
| | | | 現場管理費 | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | | | 据付 (技術者) 間接費 | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | | | 据付 (機器) 間接費 | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | | 計 (間接修繕費) | | | | | | |
| | | 計 (据付修繕原価) | | | | | | |
| | | 計 (修繕原価) | | | | | | |

内訳表

| 費目 | 工種 | 種別 | 細別 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|-------|----|-------------|----|----|----|-------|----|----|
| | | | | 1 | 式 | _____ | | |
| | | 計 (修繕価格) | | | | | | |
| | | 消費税等相当額 | | 1 | 式 | _____ | | |
| 本修繕費計 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

明細表

第 1 号

| 種別 | 細別 | 材 料 | 形状寸法 | 数量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
|------------|---------------|-----|---------------------|----|----|-------|-------|----------|
| 機器費 | | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 変圧器 (温度計付) | | 6600/440V 200kVA | 1 | 台 | | | 上浜第一排水機場 |
| | 変圧器 | | 6600/440V 200kVA | 1 | 台 | | | 桜橋第一排水機場 |
| 計 (機器費) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

明細表

第 2 号

| 種別 | 細別 | 材 料 | 形状寸法 | 数量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
|-----|---------------|-----|------|----|----|-------|-------|----|
| 労務費 | | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 一般労務費 | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 電工 | | | | 人 | | | |
| | 小計 (一般労務費) | | | | | | | |
| | 技術労務費 | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 電気通信 技術者 | 据付工 | | | 人 | | | |
| | 小計 (技術労務費) | | | | | | | |
| | 計 (労務費) | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

明細表

第3号

| 種別 | 細別 | 材 料 | 形状寸法 | 数量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
|------|-------------|-----------|------|----|----|-------|-------|----|
| 直接経費 | | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 機械経費 | クレーン運転経費 | | | 日 | | | |
| | 特別経費 | 変圧器検査費 | | 1 | 式 | _____ | | |
| | | 軽微な機械器具損料 | | 1 | 式 | _____ | | |
| | 計 (直接経費) | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

明 細 表

第 4 号

| 種 別 | 細 別 | 材 料 | 形狀寸法 | 數量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
|-----|------------|-----|------|----|-----|-------|-------|----|
| 仮設費 | | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 仮設費率計上 | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 交通誘導警備員(B) | | | 5 | 人 | _____ | _____ | |
| | 仮設搬出入ステージ | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 計 (仮設費) | | | | | _____ | _____ | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

明 細 表

第 5 号

| 種 別 | 細 別 | 材 料 | 形狀寸法 | 數量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
|-------|--------------|-----|------|----|----|-------|-------|----------|
| 共通仮設費 | | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 共通仮設費率計上 | | | 1 | 式 | _____ | _____ | |
| | 開閉器操作費 | | | 1 | 式 | _____ | _____ | 桜橋第一排水機場 |
| | 計 (共通仮設費) | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

令和6年度下施排第2－1号

上浜第一排水機場及び桜橋第一排水機場

受変電設備（変圧器）修繕

仕様書

津市上下水道事業局
下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県国土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
- (7) 建築基準法
- (8) 計量法
- (9) 日本産業規格（JIS）
- (10) 日本電線工業会規格（JCS）
- (11) 電池工業会規格（SBA）
- (12) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- (13) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (14) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準（JEM）
- (16) (機械・電気) 設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (18) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1)騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2)地下水のかん養（雨水浸透等）

(3)建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設营造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1)写真的分類

ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ 安全管理写真

オ 機器検収写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

(2)写真的色彩、大きさ

　　カラー・サービスサイズ

(3)写真的撮影基準

- ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

- (1)施設等の受け渡し（引き渡し）
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2)技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3)保証
 - ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
 - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
 - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。
 - エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実地の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

本修繕は、上浜第一排水機場及び桜橋第一排水機場の変圧器を取替えることにより、施設の円滑な運用を図るものである。

2 修繕内容

- (1) 上浜第一排水機場及び桜橋第一排水機場変圧器の更新
- (2) 試運転、試験調整及び高圧電気設備に必要な保安検査
- (3) その他必要な作業

3 機器仕様

- (1) 変圧器（上浜第一排水機場） 1式
 - ア 参考メーカー 四変テック株式会社
 - イ 数量 1台
 - ウ 形式 油入式
 - エ 相数 三相
 - オ 一次電圧 6600V
 - カ 二次電圧 440V
 - キ 容量 200kVA
 - ク 結線 △－Y
 - ケ 付属品 警報接点付ダイヤル温度計 一式
接地端子 一式
移動用車輪 一式
その他必要なもの

- (2) 変圧器（桜橋第一排水機場） 1式
 - ア 参考型式 FHG-AA（富士電機株式会社）
 - イ 数量 1台
 - ウ 形式 油入式
 - エ 相数 三相
 - オ 一次電圧 6600V
 - カ 二次電圧 440V
 - キ 容量 200kVA
 - ク 結線 △－Y
 - ケ 付属品 接地端子 一式
その他必要なもの

4 既設機器仕様

- (1) 変圧器（上浜第一排水機場） 1式
 - ア メーカー 株式会社明電舎
 - イ 型式 NIKX
 - ウ 数量 1台
 - ウ 形式 油入式
 - エ 相数 三相
 - オ 一次電圧 6600V
 - カ 二次電圧 440V
 - キ 容量 200kVA
 - ク 結線 △－Y
 - ケ 付属品 警報接点付ダイヤル温度計 一式

| | |
|-------|----|
| 接地端子 | 一式 |
| 移動用車輪 | 一式 |

| | |
|--------------------|-------------------------|
| (2) 変圧器 (桜橋第一排水機場) | 1式 |
| ア メーカー | 富士電機製造株式会社 (現 富士電機株式会社) |
| イ 数量 | 1台 |
| ウ 形式 | 油入式 |
| エ 相数 | 三相 |
| オ 一次電圧 | 6600V |
| カ 二次電圧 | 440V |
| キ 容量 | 200kVA |
| ク 結線 | △-Y |
| ケ 付属品 | 接地端子 一式 |

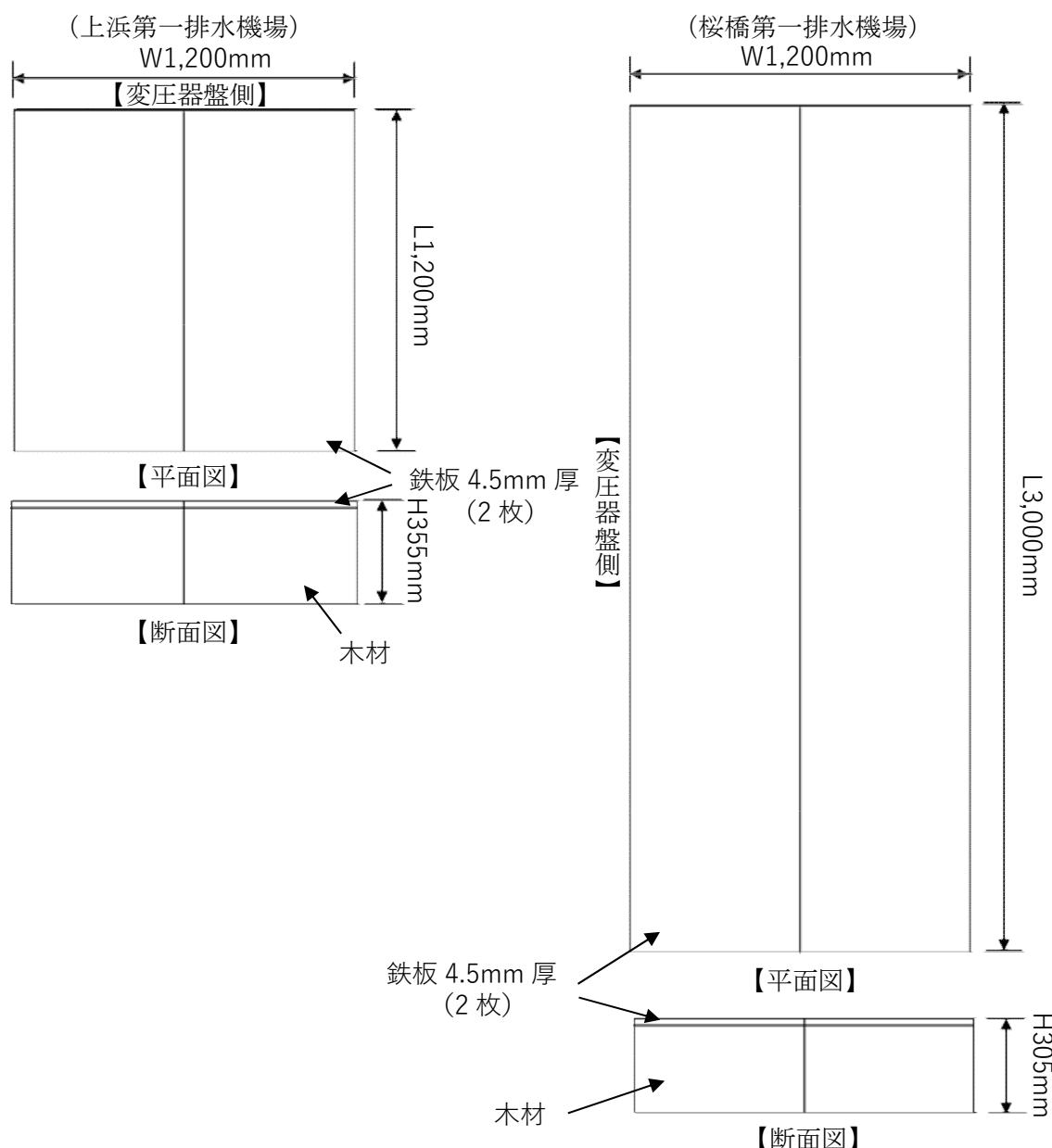
5 仮設工

(1) 仮設搬出入ステージ

機器の搬出入に支障なく搬出入可能な仮設ステージを設置すること。(搬入、組立、撤去含む。)

形状寸法: 参考寸法W1,200mm×L1,200mm×H355mm (上浜第一排水機場)

参考寸法W1,200mm×L3,000mm×H305mm (桜橋第一排水機場)



6 その他事項

(1) 撤去品について

撤去品は低濃度P C B含有電気工作物であり、別途発注予定の収集運搬業者が搬出する予定なため、搬出日等については、監督員と調整を図ること。また、収集運搬業者への撤去品の荷渡しまでを業務の範囲とする。

(2) 提出書類等を含めて疑義・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

第3章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等（点検等を含む）と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業を行う時は、本市監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

修繕に伴った発生材等についての処分にあたっては特に留意し、修繕施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

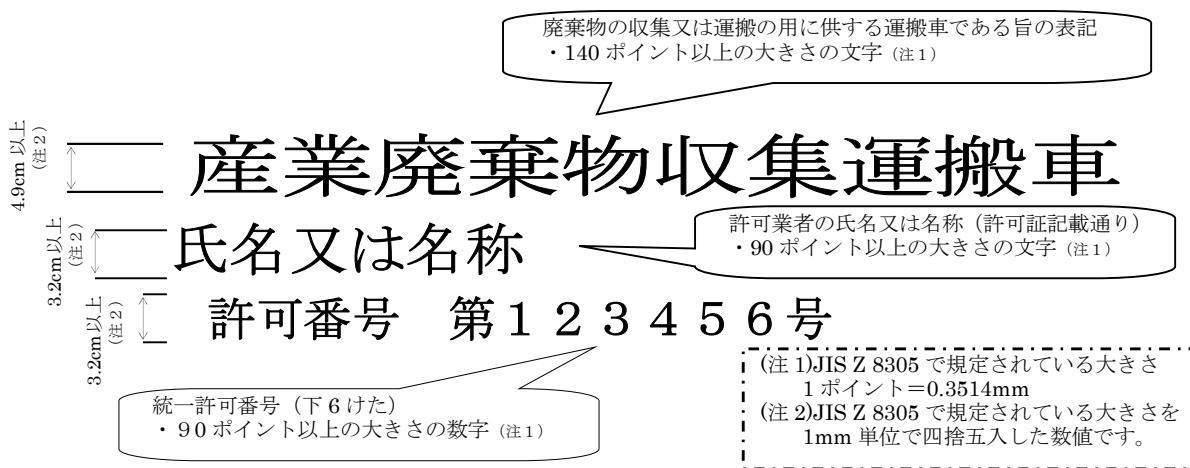
4 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として2部作成するものとする。なお、作成するにあたっては本市監督員の指示に従うものとする。

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

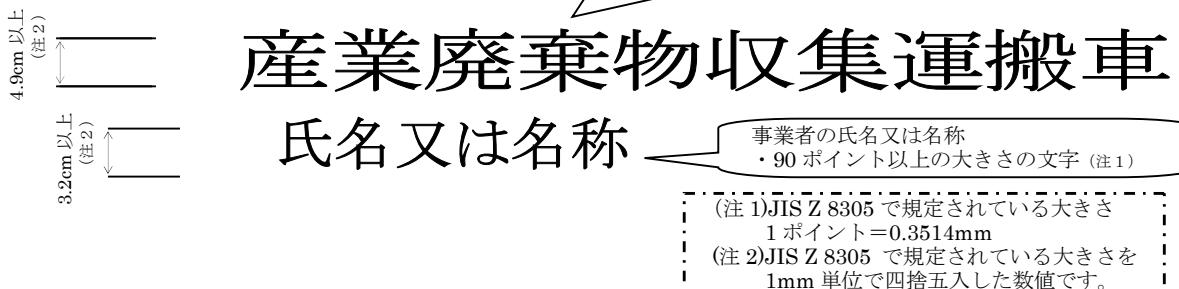


※車両の両側

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・140 ポイント以上の大きさの文字 (注1)



※車両の両側

表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 件及 内 容 | 条 件 及 び 内 容 | |
|---------|---|---|---|
| 仕様関係 | <input checked="" type="checkbox"/> 共通の仕様 | <input type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。 | |
| | | <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年11月1日）） | |
| | | <input type="checkbox"/> 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。 | |
| | | <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約款、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続き等が適切に実施されされることを常に監督員と共有し、確認すること。 | |
| | | <input type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 | |
| | | <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニエアル（案）」編」を適用 | |
| 公園工事の仕様 | | <input type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和5年5月）に準ずること。 | |
| | | <input type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和3年7月）に準ずること。 | |
| | | <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| 工程関係 | <input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：) | <input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） ） | |
| | <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり | <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ 施工方法（ ） 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。 工種（ ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工すること。 ） | |
| | | <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年 月 日）までに変更します。 協議完了見込み時期（ ） | |
| | | <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 占用物件との工事調整の必要あり 支障物件の移設 | <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） ） 協議が必要な機関名（ ） 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） ） 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。 及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。 ） |
| | | <input type="checkbox"/> 地下埋設物等の損害 官公庁への手続き等 通学路確認 | <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物等に損害を未だときには、その書面の写しを監督員に提出すること。 道路の使用許可申請及び消火栓への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。 工事箇所を通学区域との協議結果を監督員に報告すること。 こと。また、学校との協議結果を確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保する |
| | <input type="checkbox"/> 部分使用 | <input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ） | |
| | <input type="checkbox"/> 部分引渡し | <input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ ） <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ） | |
| | <input type="checkbox"/> その他（ ） | <input type="checkbox"/> その他（ ） | |

（注） 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

| 明示項目 | 用地関係 | 用地補償物件の未処理箇所あり | 未処理箇所（□別添図等 □完了見込み時期（□令和 年 月頃 □民有地 □その他（ ） □別途協議（ ）） □仮設ヤードの有無 □仮設ヤード使用期間（ □仮設ヤードからの運搬距離（L = km) □使用条件・復旧方法（ □その他（ ） □その他（ ） □施工方法の制限あり □事業損失防止に関する調査あり □地下水位低下工事 □その他（ ） □安全対策関係 | 条件及び内容 |
|------|------|----------------|--|---|
| | | | □施工方法等（□指定工法名（ ） □施工時期（ □調査項目（□騒音測定 □振動測定 □水質調査 □近接家屋の事前調査 □近接家屋の事後調査 □地盤沈下測定 □地下水位等の測定 □その他（ ） □別途協議（ ） □調査方法（□別途資料 □その他（ ） □別途協議（ ） □家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書に基づき調査を実施すること。また、調査に従事する者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者を充てること。なお、身分証明書交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。 □「エルボイン」は、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。なお、近隣家屋の事前簡所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。 □その他（ ） □既存施設あり ▪近接公共施設（□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □その他（ ） ▪近接施設（□擁壁（ ） □ブロック塀 □家屋 □その他（ ） ▪現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □工法制限あり ▪制限を受ける工種（ ▪制限内容 ▪工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ▪受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ▪設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 ▪受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡することもしくは、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 □掘削（床掘り） □路面に表記した掘削及び床掘りラインは、敷量算出に用いたものであり、掘削の深さ、掘削を行っている期間、土質条件、地下水の状況及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。 □工事中は、路面上に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行いうものとする。 □安全防護施設等の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ） □保安要員の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ） □保 | □条件及び内容 |
| | | | □現場での安全確保（自主施工の原則） □事故速報の提出 □掘削（床掘り） □作業後の現場確認 □土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり | □現場での安全確保（自主施工の原則） □事故速報の提出 □掘削（床掘り） □作業後の現場確認 □土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せにより協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 明示事項 | 条件及び内容 |
|--------|--|---|
| 安全対策関係 | <input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり | <p>□ 交通安全施設等の配置 (□ 別添図等) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置 (□ 別添図等) <input type="checkbox"/> 指定路線以外</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>（注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も、変更の対象とする。）</p> <p>受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもつて協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>② 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。</p> <p>□ 種上げによる算出</p> <p>配置人員数（人） (うち交通誘導警備員A（人）)</p> <p>（注：配置人員数の変更是原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。）</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置時間（ ）</p> <p>□ 交通誘導警備員の配置期間（ ）</p> <p>□ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）</p> <p>□ 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する事も出来る。なお、安全管理及び安全訓練等の実施状況を記録した資料及び写真を保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(5) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>□ 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画</p> <p>(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <p>① 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目</p> <p>② 資機材搬入者等一時入場者の工事現場内誘導方法</p> <p>③ 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法</p> <p>④ KY及び新規入場者教育の方法</p> <p>⑤ 場内整理整頓の実施</p> <p>⑥ その他安全に関する取組み</p> <p>□ 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設便所の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KY活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p> |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 安全巡視等 | |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるときは、発注者と別途協議するものとする。
明示事項に変更が生じた場合は、作業に当たって制約を受ける事となるときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 明示事項 | 条件及び内容 |
|---------------|---|--|
| 安全対策関係 | <input checked="" type="checkbox"/> 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者教育 | <input checked="" type="checkbox"/> 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料（実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。 |
| 建設発生土・産業廃棄物関係 | <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり | <input checked="" type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input checked="" type="checkbox"/> 別途図面 <input checked="" type="checkbox"/> 運搬距離L = km <input checked="" type="checkbox"/> 受入料金なし <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input checked="" type="checkbox"/> 暫定運搬距離L = km <input checked="" type="checkbox"/> 受入料金なし <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> 木材 <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input checked="" type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ <input checked="" type="checkbox"/> 補装切斷時の排水処理アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 補装切斷時の排水処理に付いては、契約後、監督員と協議すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄筋から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、建設資生土、コンクリート塊、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、建設廃棄物相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。 |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物管理制度（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめることをもとに監督員に提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> また、完成検査時に検査員に提示すること。 |
| 工事用道路関係 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input checked="" type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり | <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> 安全施設（ <input checked="" type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せにより協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 施工条件 | 明示事項 | 内容 |
|-------------------|------|------|--|
| 施工条件 | 施工 | | <p><input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、設計図書・別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事期間中(養生期間を含む)の工事箇所に隣接する乗り入れについて、所有者(使用者)と施工前に協議し、施工時間の調整を行ない、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗り入れの形態を所有者に事前に説明し、了解を得ること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事箇所に官民若しくは民間の境界を示すものの(杭、鉢、プレート等)が発見された場合は、オフセット等境界を示すものとの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前後に監督員に報告すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。</p> |
| 環境対策 | | | <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び現場走行時の防塵対策について、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、運行及び入家に對し十分分配すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある濁水(土粒子を多量に含むもの)は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行ったと。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> |
| 支援技術者 | | | <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 本工事の現場で実施技術業務を(公財)三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場立会、観察又は検査を行う場合は、業務に協力すること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、書類(施工体制台帳、施工計画書、報告書、報告書、施工計画書)に代わって施工監督員ではない。</p> <p>② 監督員から受注者に対する指示又は通知等を行う権限は有しない。</p> <p>③ 監督員の指示により受注者が監督員に担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。</p> <p>④ 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。</p> |
| 電子メールを活用した情報共有 | | | <p><input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市建設工事電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。</p> |
| デジタル工事写真の電子小黒板の使用 | | | <p><input checked="" type="checkbox"/> デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報を電子化する特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。</p> |
| I C T活用工事 | | | <p><input checked="" type="checkbox"/> 「I C T活用工事(土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(土工・1,000m未満)特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(小規模土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(舗装工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(法面工)特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(地盤改良工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(河川浚渫)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(舗装工(修繕工))特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(擁壁工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(基礎工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「I C T活用工事(構造物工(橋脚・橋台))特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「特記仕様書(土木工事編)(受注者希望型)」令和5年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)</p> <p>□ 「特記仕様書(土木工事編)(受注者指定型)」を適用(津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)</p> <p>□ 「特記仕様書(土木工事編)(発注者指定期)」を適用(津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)</p> <p>□ 「熱中症対策に関する現場管理費の備正について」を参照)</p> <p>□ 「熱中症対策に関する現場管理費の備正に準拠すること。また、「気温の計測方法」「計測結果の報告方法」「具体的な熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後には、実施状況について写真を添付して報告すること。</p> <p>□ 公園内工事</p> |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 施工条件 | 明示事項 | 条件及び内容 |
|----------|---|------|--|
| 施工条件 | <input type="checkbox"/> 災害復旧 | | <input type="checkbox"/> 工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。 本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。 |
| | <input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり | | <input type="checkbox"/> 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | <input type="checkbox"/> 現場発生品あり | | |
| | <input type="checkbox"/> 支給品あり | | |
| | <input type="checkbox"/> 現場密度の測定の指定あり | | <input type="checkbox"/> 開削埋戻しの品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工開削をを行うこと。また、測定は、延長100m毎に測定することとし、測定位置は受注者の負担とする。 立坑埋戻しの現場の品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。 立坑埋戻しの現場の品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。また、測定は、延長100m毎に測定することとし、測定費用は受注者の負担とする。 |
| | <input type="checkbox"/> 砂基礎材料 | | <input type="checkbox"/> 砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0~20%以下とする。 <input type="checkbox"/> 【購入工】掘削土（現場発生土）は、設計図書で明示する試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が埋戻し材料に適している場合は、監督員と協議し、流用土に変更する。 <input type="checkbox"/> 【流用土】掘削土（現場発生土）は、設計図書で明示する試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生土）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。 |
| | <input type="checkbox"/> 埋戻し材料 | | |
| | <input type="checkbox"/> 公共ます | | <input type="checkbox"/> 公共ます設置位置申請書等に基づき設置すること。また、施工前に必ず申請者及び使用者に設置位置等を再度確認し、承諾後に施工すること。 <input type="checkbox"/> 申請者及び使用者より設置位置等の変更の申し出があった場合は、監督員に報告し、処理対応方法について、監督員の指示を受けること。 <input type="checkbox"/> やむを得ず管止めとなる場合は、その理由を明確にし、申請者に説明するとともに監督員の承諾を得た後に管止めとする。また、管止めの位置がわかるようにピボン等で表示するとともに本市指定の管止め調査書に状況がわかる写真を添付し、監督員に提出すること。 |
| | <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり | | <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） <input type="checkbox"/> 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、津市政策財務部検査課において、施工状況の確認等現場ノバトロールを実施することがある。 |
| | <input type="checkbox"/> 現場パトロール | | <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | <input type="checkbox"/> その他 | | <input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜日 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 工事支障物件関係 | <input type="checkbox"/> 工事支障物件あり | | <input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 対象工種（ ） |
| 監督の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督 | | <input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 仮設備関係 | <input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり | | |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 明示事項 | 条件及び内容 |
|---------------|--|---|
| 仮設構関係 | □ 水替工（締切排水工） | <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数： 日 概算延べ水替日数： 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 ② 受注者は、工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定めた作業日当たり標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により異なった場合等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもつて協議すること。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □ その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） □ その他（ ） □ その他（ ） |
| 再生材使用関係 | □ 再生材使用の指定あり □ 六面クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について | <input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコーン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1軸入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 <input type="checkbox"/> 認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板（ ） □ その他（ ） □ その他（ ） |
| コリンズ作成・登録 | □ コリンズ（CORINS）の作成・登録 | <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。 |
| 建設発生士情報交換システム | □ 建設副産物情報交換システム □ 建設発生士情報交換システム | <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生士情報交換システムのデータ更新を行うこと。 |
| 提出書類 | □ 工事完成報告書 □ 完成写真 □ 施工計画書（作業主任者） □ 施工体制台帳 | <input type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。また、様式については、津市ホームページ（入札等に関する各種様式（工事・コンサル））に定められたものとする。 <input type="checkbox"/> 完成写真是、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） <input type="checkbox"/> 作業主任者を選任すべき作業について、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。 <input type="checkbox"/> 工事を施工するため下請契約（一次下請負人による警備業者との要約含む）を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合は同様とする。 |
| 提出書類 | □ 部分下請通知書 □ 工事使用材料 □ 本管TV調査結果 □ その他（ ） | <input type="checkbox"/> 工事の一部分において、下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書を当該下請負業者との契約書等の写し及び主任技術者等の費用関係書類を添付するものとする。また、建設業にない下請負の場合は、書面上の主任技術者等の資格者証の写しを添付するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明の資料を提出（提示及び提出）は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 管渠敷設後は、テレビカメラにて管内を確認し成果品をDVD-Rにて提出すること。なお、漏水等を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、適切に処置すること。 □ その他（ ） |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 明示事項 | 条件及び内容 |
|-------------------------------|--|---|
| 電子納品 | <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外 | <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。 |
| 電子媒体の提出部数 | <input type="checkbox"/> （□ 2部 □（　　）部）とする。 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和5年7月改訂）を適用 | <input type="checkbox"/> |
| 薬液注入関係 | <input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（　　） | <input type="checkbox"/> 設計条件（　　） <input type="checkbox"/> 削孔数量（　　） <input type="checkbox"/> 工法関係（　　） <input type="checkbox"/> その他（　　） |
| 社会保険等未加入対策 | <input type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険） | <input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなく、施設により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認受注者は、施工体験台帳・再下請負通知名書の「健診保険等の加入状況」欄に記載する書類又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求める場合、下請負人が社会保険料に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。 また、二次下請以降でも同様に標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。（津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コソシルタント関係一調達契約からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照） |
| 法定福利費の負担 | <input type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積書の活用 | <input type="checkbox"/> 法定福利費は事業主が負担します。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。 また、二次下請以降でも同様に標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。（津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コソシルタント関係一調達契約からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照） |
| 配慮依頼事項 | <input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 | <input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 |
| 資材、原材料等の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 | <input type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 | <input type="checkbox"/> 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。 |
| 建設機械、機器等の借入れ | <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ | <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。 |
| 使用者等において市民の活用 | <input type="checkbox"/> 使用者等において市民の活用 | <input type="checkbox"/> 業務從事者等の使用者等が必要となる場合は、「使用者等において市民の活用」による配慮すること。 |
| 特例監理技術者の設置 | <input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置 | <input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第2・6条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行いう場合は、追加特記仕様書「特定管理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照） |
| 津市公契約条例 | <input type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記 | <input type="checkbox"/> 締結する公契約において、労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施設に協力しなければならない。 |
| 2 公契約の解除等 | 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙警約事項に違反したとき。 | |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印當該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるのは、発注者と別途協議するものとする。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されいない制約等が発生したときは、発注者と別途協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 明示事項 | 条件及び内容 |
|--------------------|--|---|
| 津市公契約条例 | <input checked="" type="checkbox"/> 労働環境の確保に係る誓約事項 | <p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合は、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <p>1 関係法令に違反し関係機関へ掲げる関係機関への通報、指名停止、契約解除等が発生したこと。（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>2 労働者が条例第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたこと。理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> |
| 暴力団等の不当介入の排除等 | <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記 | <p>締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するなどに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力をすること。</p> <p>(5) 授与上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者にて文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不當介入を受けたときは、速やかに契約期間の延長等が必要となつたときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格等及び受注者等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と認定するとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどは、当該入札資格者等に対する措置等に対し、津市建設工事等指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p> |
| 建設業退職金共済制度に係る事務手続き | <input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて | <p>建設業退職金共済制度への加入</p> <p>1 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めることにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>3 契約締結時の提出書類</p> <p>工事書の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金がインターネットを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請用サイトで発行された掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</p> <p>4 共済証紙等の管理</p> <p>掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途とすること。</p> |
| 建設業退職金共済制度に係る事務手続き | <input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続き | <p>購入した共済証紙に於いては、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類</p> <p>工事完成後、また、事務手続きに掛金充當金額と証紙購入日数に概ね難かないと認められることを確認し、「掛金充當実績総括表」を作成し、監督員に提示する。また、速やかに掛金充當金額と証紙購入日数に概ね難かないと認められることを確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開運書類の提示を求める場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用</p> <p>建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）により事業者登録を行っている受注者は、カーデリーダーの設置等の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</p> |

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、作業に当たって制約等が発生したとおり協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書 | 条件及び内 容 |
|-------------|----------------------|---|
| 津市工事請負の地元調整 | | <p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。</p> <p>1 趣旨 津市工事請負は、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段において定め、工事を実施する事例が発生した場合に、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事を引き支障をきたす実事例が発生した」と記載されている。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不當要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 発注者及び受注者の責務</p> <p>(1) 工事眷注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。</p> <p>(2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>3 定義</p> <p>(1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。</p> <p>(2) 「不當要求行為等」とは、</p> <p>エ 正当事由なく面会を強要する行為又は拒否する行為</p> <p>エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為</p> <p>エ 犯罪行為、脅迫行為</p> <p>エ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為</p> <p>オ 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。</p> <p>4 工事説明の進め方</p> <p>(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工前期及び受注者に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。</p> <p>(2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関するることを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に關することとする。</p> <p>(3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。</p> <p>(4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。</p> <p>(5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p> <p>5 不當要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部（局）の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部（局）の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせることとする。</p> <p>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不當要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不當要求等を受けた事実を記録しておかなければならぬ。</p> |
| その他 | □ その他 () | □ その他 () |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。